

所沢市立和田小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月3日
所沢市立和田小学校

はじめに

いじめは、人格だけでなく存在そのものまで否定する行為です。ゆえに、人格の完成を目指し、個々の存在を互いに尊重しあおうとする態度を育成する学校教育に相反するものであり、絶対にあってはならないことです。

しかし、社会の急激な変化や価値観の多様化等、子どもを取り巻く環境は、日々複雑化しています。そのため、「いじめ」は見えにくく、認知される前に深刻化する事例も少なくはありません。「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが必要となります。また、過去3年にわたり連続して発生している市内中学生の命に係わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組の実施が急務となっています。

本校では、「いじめを見逃さない」「いじめをゆるさない」「いじめを起こさせない」という視点に立つとともに、「加害者をつくらない」「観衆としてはやしたてたり、面白がったりしない」児童を育成するため、以下のようにいじめ防止基本方針を策定します。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをさします。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。そして、いじめは、本校でも、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、いじめは「ない」のではなく「見えないもの」ととらえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

2 学校におけるいじめ防止のための組織

(1) 各学年組織

各担任がその学級の担任という意識ではなく、学年担任という意識のもと学年会で常に児童理解のための情報交換を行います。その際、音楽担当や養護教諭、少人数指導担当から情報を常に収集し、児童理解に努めます。

(2) 生徒指導委員会

生徒指導委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導部、教育相談部、特別支援教育部で組織し、月に1回学年の情報交換を行うとともに、課題のある児童に対する共通理解や対応策などについて協議し、該当児童へ共通行動がとれるようにします。合わせて学年や学級の状況を共有化し、いじめの早期発見にあたります。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まずいじめを受けたとする児童生徒に寄り添った対応をします。

(3) 生徒指導部会

生徒指導部会は各学年1名ずつの教員で組織し、いじめの未然防止のために児童の実態に応じた指導計画を作成するとともに、豊かな人間関係作りを構築するための全校的な取り組みや、実態調査を実施し、分析を行います。必要に応じていじめが疑われる事例の発生した学級の担任も参加し、「一人で問題を抱え込まない。」「一人で判断しない。」を基本として組織的に協議し、校長に報告します。

(4) 保護者・地域との連携

保護者、地域と連携することは、「地域で生きる児童の育成」には欠かすことのできない取り組みです。放課後や家庭で、スマートフォンやインターネットなどの利用について誤った学習をしないようにすることや、スポーツ少年団等で他校の児童と関わりのある環境の中で、どのように人間関係を構築していくかについては、各組織との共通理解が必要不可欠です。また、心に不安を抱えた児童を、家庭や地域の多くの大人たちが関わり、気持ちを受け止め、見守っていくことで、いじめの早期発見、解決に繋がるよう、連携をより一層推進します。

そのために、いじめ防止に関する本校の取り組みを公開したり、保護者・地域に協力を得たりするため、いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載します。

3 いじめ未然防止のための学校の取り組み

(1) 教職員の指導力の向上

児童一人ひとりが自己有用感を高め、豊かな人間関係が構築された「明日も来なくなる学校づくり」を推進するためには「わかる授業」を展開することが不可欠です。

児童は自分に自信がないと自己の存在感を示すため他を批判したり、集団を作って他を排除したりしようする行動がみられることがあります。児童一人一人が授業の中でわかる喜びを感じたり、達成感を味わったりする経験の積み重ねをすることで、自他ともに認めあえる人間関係を築くことができます。そのためには、ねらいを明確に捉え、自らの言葉で学習のまとめができるよう、学び創造アクティブプランを意識した「わかる授業」を工夫し、学習意欲を向上させるとともに、満足感や達成感を味わうことで、相互理解を深めていく必要があります。

学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった児童に関わるすべての教職員は、一人ひとりの児童と信頼関係を築いていきます。埼玉県教育委員会「彩の国生徒指導ハンドブック 's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して、校内のいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、個々の児童への指導の充実を図ります。

このような取り組みを推進していくことが、豊かな人間関係作りの基礎となり、いじめ防止につながると考えられます。

(2) 学級経営の充実

けんかやふざけあいのように見える事例も、将来いじめにつながる危険性を帯びています。特に、過度のふざけあいは暴言や暴力に発展し、ひいてはいじめの原因となりかねません。高学年においては、いじめは重大な人権侵害に当たり、場合によっては刑事罰の対象となり得ること、また損害賠償責任が発生する可能性があることを理解させる必要があります。そこで日頃から決まりを守ったり、一人ひとりが責任のある役割を担ったりすることで、共に過ごす心地よさを味わわせ、所属する集団に誇りをもって学校生活を送れるようにします。また、人間関係を築きたいがために、一方的に行き過ぎた行為を繰り返すことや、被害者を守るための言動がいじめにつながっていく可能性があることをさまざまな場面で指導していきます。さらに、日常的な活動の中で起こるトラブルについて、

児童自身の力によって重大ないじめにつながる前に終息していった事例についても、見逃すことのないよう留意します。このようないじめにつながる可能性のある「目に見えない」事例については、「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟な指導を心掛けます。

互いのよさに気づき、認め合う場を設定し、友達同士の関わりの中で安定した居場所が児童一人ひとりにできるようにするため、必要に応じて SST などの活動を通して、積極的な人間関係作りを推進します。また、スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、児童に対してストレスマネジメントや SOS の出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防につとめます。朝の会での健康観察から帰りの会のあいさつまで、児童の言動や態度で児童の心の変化を見守り、細かな変化にも適切に対応できるようにします。

各学期に一週間「ありがとうの約束」振り返り週間を設け、「挨拶」「立派な態度」「学校をきれいに」「友だちを大切に」「歌声いっぱい」という和田小学校の理想像への意識を高めていきます。

6月7月には、「心のエネルギープロジェクト」を推進し、児童の自己肯定感を高め、11月には「いじめ撲滅強調月間」としいじめ撲滅への意識を高めていきます。

(3) 定期的なアンケートの実施による実態把握

各学期に一度なかよしアンケートを行い、児童同士の細かな変化を把握し指導に生かすようにします。いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書けない・書かない児童がいることなど、アンケートの限界にも十分認識した上で実態把握に努めます。またアンケート後は個々の児童と面談を行い、きめ細やかなコミュニケーションにより未然防止と早期発見に努めます。

(4) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を養っていきます。また、「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用を推進します。

さらに全教育活動を通じて、道徳的な実践力を高めるために具体的な場面でどのようにすることが最善なのか考えさせるとともに、考えるための手立てを与えるようにします。このような支援を積み重ねることで、発達の段階に応じた豊かな心を育て、学校生活や集団生活に生かせるようにするとともに、場に応じた立ち居振る舞いができるようにします。

(5) 相談体制の整備(相談員・支援員の活用)

不安感や不満の積み重ねがいじめの加害者を生む原因として考えられます。そのため、日常的に児童のわずかな変化に気づき、児童に寄り添って共感的な相談体制を築くことが大切と考えられます。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等の複数の目で児童たちを見つめることで、一人ひとりの困り感に気づくことができます。児童に関わる全ての職員の連携を深め、相互に情報交換をすることで個に応じた対応を行います。そのために、少人数指導や TT による授業を推進し、児童一人ひとりを様々な角度から見つめることのできる教育課程の工夫や、相談員や支援員を計画的に配置し、一人ひとりの困り感を早期に発見し、組織的に課題解決に向けた教育相談体制を築きます。これによりいじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底して行っていきます。

また、授業参観・懇談会、個人面談等を通じて、学校と保護者の連携を深め、児童理解を図ることで積極的な教育相談にあたるようにします。さらに、保護者からの相談にものれるよう啓発活動を行っていきます。

(6) 特別活動の充実

学校行事では、内容に応じて児童がよさを発揮でき、主体的に活動できるように計画を立てます。児童が学級の枠を超えたさまざまな児童と触れ合う中で、場に応じた言動や役割をもった活動を通して、相互理解が深まるようにします。また、児童会が中心となった豊かな人間関係作りの取り組みを実施し、児童自らがいじめのない学校を作ろうする意欲を高めていきます。さらに、異年齢集団での活動を複数計画することで、思いやりや尊敬の念を育てていきます。

(7) 人権教育、国際理解教育の推進

東日本大震災等の大規模災害が発生すると心に大きな傷を受けるばかりでなく、やむなく避難せざるを得ない状況に陥ったり、家族と離れて生活しなければならない状況に陥ったりすることがあります。直接被害のない子供たちが誤った学習をし、傷を負った子供たちに心無い言葉を投げかけたり、興味本位で当事者からさまざまな情報を聞き出そうとしたりする行為は許されることではありません。正しい知識と、配慮のできる児童を育てることが大切です。また、国際化が進み外国籍の児童等が増加傾向にある中で、国籍による偏見や根拠のない誹謗中傷は許されるものではありません。文化の違いを理解したり、言葉の違いを理解したりすることが豊かな人間性を育てる一つの要因となります。

このことを踏まえ、いじめのきっかけとなり得るさまざまな状況に留意し、児童が偏見なく人と接することができるよう人権教育や国際理解教育を通じて身につけさせていきます。

(8) 報連相の徹底

いじめを早期発見するためには、様々な事例についての判断を担当が単独で行うことは危険です。数回の指導により状況が改善される場合でも、現在の状況や指導の進捗状況を学年間で共有し、対応策を協議したり、必要に応じて複数で指導に当たったりするようにします。また、直ちに管理職や担当組織へ報告、相談をし組織的に対応を行っていきます。

(9) 言語環境の整備

学校生活の中では、教師も児童も「～さん」づけで呼び合うこととします。このことは、相手に対する尊敬の念だけでなく、その後につながる言葉が丁寧になる効果も生むと考えられるためです。

(10) 地域との連携

多くの人と出会い交流することは人権を尊重し、偏見をなくすことにつながります。児童が様々な体験学習を通して地域の人たちと触れ合い、場に応じた言葉遣いや振る舞いの仕方を学習することで、自分が大切にされていることや人を敬うことの大切さに気づくことができます。その中から人を差別すること(いじめ)が人として醜い行為であることを学ばせるようにします。また、あいさつ運動を地域とともに推進し、学校と地域で児童を見守る体制を強化します。

(11) 携帯電話やインターネット等の正しい利用法についての指導と情報モラル教育の充実

現代社会において携帯端末やIT機器を有効に活用できる資質は不可欠なものです。学校では情報社会の危険性を認識し、安易な行為が大きな事故を招いたり、場合によっては取り返しのつかない人権侵害につながってしまったたりすることを第一として指導していく必要があります。このことを踏まえ、外部指導者を招きスマホ携帯安全教室や非行防止教室を実施します。ネットいじめは、身近な人間関

係で起こる閉ざされた環境ではなく、利用する誰もが加害者や被害者、関係者となりうる可能性のあることを認識させるとともに、調べ学習等で活用するインターネットの情報すべてが必ずしも善意をもって記されているわけではないことを理解してから活用させるようにします。児童が負の学習をすることがきっかけとなり面白半分のいじめが起こることのないよう十分留意します。また、健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童がスマートフォン（メール、LINE 等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成していきます。児童生徒がインターネットの使用について学ぶことを通して、情報モラル教育の充実を図っていきます。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう適切な利用に向けて継続的な指導を行っていきます。

(12) 異校種間交流・幼、保、小、中連携協力

中学校区の学校間で情報を共有したり、豊かな人間性を育てる行動目標を共通化したりして指導の連携を深めていきます。夏季休業中には合同で研修会を行い、児童生徒の9年間を見通した指導ができるようにします。幼稚園・保育園との連携においては、スタートカリキュラムを実施したり、3つのめばえの活用を推進したりします。また、情報交換や子供同士の交流を通じて、共通行動を確認したり、継続した支援をしたりできるように努めます。

(13) 教職員研修の充実

いじめの通報やいじめが疑われる事例が発生した場合、学校は適切な措置をとらなくてはなりません。そのため、児童や学級の状況について教職員が情報を共有し、指導の共通化を図る必要があります。事例研修会や教育相談研修会を実施し、いじめについての共通理解を図るとともに、組織的な対応ができるようにします。

4 いじめへの対応

(1) 早期発見のための手立て

- ①学校いじめ防止基本方針の趣旨を全職員に周知徹底するとともに、いじめの認知が的確かつ適切に行われるようにします。
- ②定期的な実態調査を行います。(各学期に1回…年3回)その後、校内で迅速に情報共有を行います。
- ③毎日の健康観察や、児童の言動、しぐさ等に留意し、積極的に声掛けを行うなどして児童の状況を把握します。
- ④個や集団の変化について指導が必要な事例は単独で処理せず、学年や生徒指導部会で情報を共有するとともに、組織的に指導に当たります。
- ⑤軽微なきっかけからいじめが起こることを前提とし、問題行動に対応します。
- ⑥児童が欠席した際は、保護者からの連絡の有無に関わらず状況を確認するための連絡を入れ、3日以上連続の欠席の場合は、必要に応じて家庭訪問を実施します。
- ⑦日頃から相談室の存在を、児童や保護者に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を活用し、多くの目で子供たちを見守っていきます。

(2) いじめと疑われる事例発生時の対応～被害者の肉体的、精神的な苦痛をなくすことを最優先として～

- ①いじめに発展しそうな事例を現認した時には、すぐに学年主任及び管理職に報告します。

- ②当該学年の担任は、管理職からの指示を受け学年または関係職員で児童への指導を行い、経過を随時報告します。
- ③管理職は必要に応じて生徒指導委員会を招集し、情報を共有するとともに対応策について協議します。生徒指導主任は現状報告と対応策について全職員に告知し、解決に向けた取り組みについて共通理解を図ります。
- ④事態の解決までは経過の記録を残し、適宜指導の方向性を検討します。
- ⑤事態が収束した後も、加害者並びに被害者のケアに当たり、人間関係が十分に回復するまで指導を継続します。
- ⑥必要に応じて事例研修を実施し、いじめの予防及び早期発見の手立てとします。

(3) 関係機関との連携

- ①事例によっては、関係機関(健やか輝き支援室, 所沢市立教育センター相談室, 民生・児童委員, こども相談センター, 所沢児童相談所, 所沢警察等)と連携し、早期解決にあたります。
- ②事件性のあるいじめと判断される場合は、関係機関から指示を仰ぐとともに、保護者との面談を含めた対応を行います。

5 保護者の役割

子どもにとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場だと考えられます。また、親が子を生子、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えられます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切となります。

(1) 規範意識を養うことに努める

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

- ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる(パシリ)」などを強要する行為
- ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- エ 相手がいないかのようにふるまう行為(しかと)
- オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

(2) いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

(3) 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切と考えられます。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者(家庭)は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

6 重大事態への対応(別表2)

(1) 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法より)

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍します児童等が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- ③児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき

(2) 重大事態発生時における対応

- ①いじめの認知、指導の有無に関わらず、校長は教育委員会に事実を報告するとともに「いじめ問題対策委員会」を設置します。
 - ②いじめ問題対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校評議員、その他学校関係者で組織し、必要に応じて教育委員会関係者を招聘します。
 - ③いじめ問題対策委員会は、事実関係の確認と事態の解決に向けた対策を協議するとともに、SNS や各種メディアから事実と異なる情報が発信されないようにするための対応を行う。
- (4)いじめ問題対策委員会は、事態収束後に関係機関に情報を公開し、事態が収束したことを発信します。

6 いじめ相談窓口の周知

所沢市立教育センターの教育相談や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市の相談窓口や、県のおいじめ相談機関について、学校を通して周知します。

〈主な相談先一覧〉

※令和4年8月1日現在 ★は24時間対応

相談期間	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関します相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのち電話	048-645-4343 ★24時間365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎日16時～21時	自殺防止

	毎月10日 8時～翌11日8時	
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間365日	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 8時30分～16時15分	こどもの養育, 性格行動・しつけ 非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安, 悩み, 学校に行きたが らない, 気になる行動がある
24時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★24時間365日	いじめなど子供の SOS
子どもの人権110番 (法務省)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ, 体罰, 虐待などの人権問 題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16時～17時	いじめ, 不安, 困りごと, 寂しい時な ど
所沢市あったかサポートセンター	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て, 健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ, 不登校, 学校生活など ★24時間
所沢市教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関します幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育委員会 健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金8時30分～17時	いじめなど
子どもスマイルネット	048-8222-7007 毎日10時30分～18時	いじめ, 虐待, 体罰等
親と子どもの悩み事相談@埼玉	スマートフォン, タブレットで2次元コ ードを読み取る 月～金 9～21時 土日祝日 9時～17時	さまざまな悩みに寄り添う

(別表1)いじめ未然防止のための取り組み年間計画

月	取 り 組 み の 内 容		
	教 職 員 の 取 り 組 み 日 々 の 指 導 以 外	児 童 の 活 動 行事等を生かした人間関係づくり	保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携 啓 発 活 動 ・ 体 験 活 動
4 月	・生徒指導部会(情報交換) ・生徒指導委員会 ・小中連携スタッフ会議	・学級, 学年開き ・1年生を迎える会 ・たてわり班活動	・授業参観, 懇談会
5 月	・生徒指導部会(情報交換) ・小中連携スタッフ会議	・運動会 ・人権作文, 標語 ・たてわり班活動	・学校公開(運動会)
6 月	・いじめ撲滅強調月間 ・生徒指導部会(情報交換) ・生徒指導委員会 ・小中連携スタッフ会議 ・なかよしアンケート(実施・分析) ・東地区生徒指導連絡協議会	・あいさつ名人の取り組み ・たてわり班活動	・個人面談
7 月	・生徒指導部会(情報交換) ・小中連携スタッフ会議	・宿泊学習(5年) ・たてわり班活動	・授業参観, 懇談会 ・和田地区夏祭り
8 月	・生徒指導部会(情報交換) ・小中連携スタッフ会議 ・人権研修会 ・安松中学校区合同研修会(小中連携)	・各地区の夏祭り等への参加 ・全校親子除	・和田地区グランドゴルフ大会 ・全校親子除草
9 月	・生徒指導部会(情報交換) ・小中連携スタッフ会議 ・個人面談	・修学旅行(6年) ・たてわり班活動	・和田地区体育祭
10 月	・生徒指導部会(情報交換) ・小中連携スタッフ会議	・たてわり班活動 ・校内音楽会	・学校公開(校内音楽会) ・和田3丁目秋祭り ・和田1丁目こどもみこし祭り
11 月	・生徒指導部会(情報交換) ・生徒指導委員会 ・小中連携スタッフ会議 ・なかよしアンケート(実施・分析)	・市内親善音楽会(5年) ・たてわり班活動 ・和田小フェスティバル	
12 月	・生徒指導部会(情報交換) ・小中連携スタッフ会議	・スマホ携帯安全教室	・授業参観, 懇談会 ・和田2丁目餅つき大会 ・和田3丁目餅つき大会
1 月	・生徒指導部会(情報交換) ・小中連携スタッフ会議 ・安松中学校体験授業	・たてわり班活動	
2 月	・生徒指導部会(情報交換) ・小中連携スタッフ会議 ・幼, 保, 小連絡協議会 ・なかよしアンケート(実施・分析)	・たてわり班活動 ・校内持久走大会 ・6年生を送る会	・学校公開(持久走大会) ・新入児童保護者説明会
3 月	・生徒指導部会(情報交換) ・生徒指導委員会 ・小中連携スタッフ会議 ・小中情報交換会(学級編制)	・卒業証書授与式	・授業参観, 懇談会

※いじめが発見された場合及び重大事態発生時には、「いじめ問題対策委員会」及び「校内重大事態対応組織」を立ち上げ対応します。(別表2の通り)

(別表 2)【重大事態発生の対応】

重大事態(法第 28 条の規定)

- 1 いじめにより児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

